平成２１年（フ）第７２３号
東京都青梅市東青梅４丁目20番地の３メゾン中村２号棟207号室
債務者　薄井　克子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７２７号
東京都八王子市美山町1435番地17
債務者　田中　　学
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４３５号
愛知県安城市緑町１丁目32番地７　シングルコート402
債務者　今泉　勝規
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２８５５号
埼玉県さいたま市中央区上落合３丁目４―24セイコーハイツ№１―105
債務者　齋藤　博明
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８８号
岡山県真庭市後谷畝616番地
債務者　礒田　　保
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１２７５６号
東京都板橋区若木１丁目20―７
債務者　広岡　英樹
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８６８号
東京都立川市一番町２丁目42―11
債務者　日高　初代
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７４０号
東京都立川市幸町１丁目26番地の８ハイライズヤマキ403号
債務者　窪田　　彩
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７４９号
東京都東久留米市金山町２丁目18番９号コーポサクラ202
債務者　清田　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０９号
静岡県富士宮市村山1199番地、住民票上の前住所静岡県富士市石坂309番地の15
債務者　神戸　愛里（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第４０９号
静岡市駿河区緑が丘町４番46号
債務者　村下　育野
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１６７９３号
東京都世田谷区成城８丁目４―14―106、開始決定時の住所東京都世田谷区鎌田３丁目１―２―３―402
破産者　高瀬　俊彦
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０９４７号
東京都豊島区池袋本町３丁目17―３　メインステージ池袋本町Ⅲ406
破産者　謝　　振雄
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１１０８号
埼玉県春日部市備後西３―３―８―103、住民票上の住所東京都足立区西綾瀬４丁目６―11
破産者　田原　輝芳
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１１０９号
埼玉県春日部市備後西３丁目３―８―103
破産者　田原榮華こと　崔　　榮華
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２１６４号
福島県大沼郡会津美里町字黒川19―１―Ⅲ―102、開始決定時の住所福島県大沼郡会津美里町字黒川３―２
破産者　田中　浩二
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部